

第2号様式(第10条関係)

令和 2 年 7 月 27 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 玉城 武光



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

## 令和2年度 政務活動費收支報告書

議員名 玉城武光

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	3,300	新聞
事務所費	107,157	家賃・電気代・水道料金。
事務費	8,760	切手・コピー用紙・日用雑貨及び事務用品代
人件費	240,000	事務員給与及び労働保険料。
合計	359,217	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 90,783 円

## 統一樣式—①

## 經費区分別支出一覽表

## 経費区分

資料購入費

酒水購入費

沖縄新聞入浴料として活用しているため金額が当たらぬ。

## 領收書

玉城武光 様

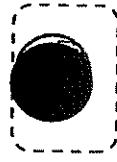
2020. 6. 22

左記の金額を領収いたしました。

領收額	¥1,800
-----	--------

項目	単価	数量	金額	備考
新聞「農民」代	600	3	1,800	20、4月～20、6月
計			1,800	

沖縄県農民組合連合会 会長 中村 康範  
〒901-0617 南城市玉城宇愛知地782 TEL948-1783



資料購入費

年月日：2020年（R2） 6月25日

充当額：1,500円

内容：「商工新聞」購読料（2020年4月～6月）

充当理由：議会質問に活かす資料として活用している為、全額充当した。

領 収 書

2020年 6月25日

支部 班玉城武光様

金			/	500	円也
---	--	--	---	-----	----

【共済会費】

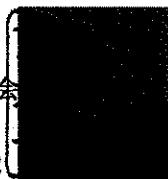
会 貹(新聞代含む)	月	円	会 貹(新聞代含む)	月	円
商 工 新 聞	4～6月	1,500 円		月	円
	月	円		月	円
	月	円		月	円
小 計	1,500	円	小 計		円

上記の通り領取いたしました。

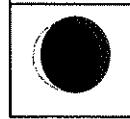
那覇民主商工会・那覇民商共済会

那覇市寄宮2-1-23

☎ 836-6222 FAX 836-6202



集金者印



### 統一様式—①

## 経費区分別支出一覧表

## 經費区分 事務所費

事務所費

## 家賃払込証明書

賃借人 住所：南風原町字照屋 305-1  
コーポ大てる 1-B 号室  
氏名：玉城 武光 様

家賃額 50,000 円

(上記の家賃額に共益費・駐車料金・公共料金等は含まれていない)

払込合計 150,000 円

請求月	家賃額	水道料	入金日
令和2年4月分	50,000 円	0 円	令和2年4月6日
令和2年5月分	50,000 円	0 円	令和2年5月7日
令和2年6月分	50,000 円	0 円	令和2年6月5日
合 計	150,000 円	0 円	

上記賃借人より、上記の金額が払込されていることを  
証明致します。

令和1年7月20日

(管理会社) 住 所：南風原町字津嘉山 1416-1

会社名：沖縄県農業協同組合 JA ハウジング

○年月日：2020年(R2) 4月6日

充当割合：50,000円 全額充当した。

○年月日：2020年(R2) 5月7日

充当割合：50,000円 \* 1/2 = 25,000円

内 容：事務所家賃 5月分

○年月日：2020年(R2) 6月5日

充当割合：50,000円 \* 1/2 = 25,000円

内 容：事務所家賃 6月分

\* 5・6月の選挙期間は、所属政党とのやり取りなど使用したため按分とした。  
尚、選挙事務所は、南城市・大里に設置。

事務所費

年月日：2020年（R2）5月19日

充当割合：3,295円。（4,298円×23/30）

内 容：電気料金 2020年4月分

電気ご使用量のお知らせ（検針票）いつもご利用いただきありがとうございます。																																	
玉城 武光 様 コーポ大黒 I-B																																	
<table border="1"> <tr> <td>電気番号</td> <td>店所</td> <td>作業区</td> <td>契約種別</td> </tr> <tr> <td>画番号</td> <td>家番号</td> <td>枝</td> <td>CD</td> <td>2000</td> </tr> <tr> <td>26622</td> <td>61</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>224 5251 従量電灯</td> </tr> </table>										電気番号	店所	作業区	契約種別	画番号	家番号	枝	CD	2000	26622	61	1	4	224 5251 従量電灯										
電気番号	店所	作業区	契約種別																														
画番号	家番号	枝	CD	2000																													
26622	61	1	4	224 5251 従量電灯																													
供給地点特定番号：10-0002-6622-0008-1140-0000																																	
ご使用量	計	156 kWh	令和 2年 4月分	ご利用期間 3月25日～ 4月23日 お支払期日 5月25日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります																													
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">今月検針日 4月24日</th> <th colspan="2">翌月検針日 5月25日</th> <th colspan="4">参考使用量(kWh)</th> </tr> <tr> <th>今回指示数</th> <th>前回(取付)指示数</th> <th>乗車</th> <th>使用量</th> <th>計器番号</th> <th>販替前使用量</th> <th>前月</th> <th>前年同月</th> </tr> <tr> <td>主</td> <td>7632.6</td> <td>7476.7</td> <td>156</td> <td>6532608</td> <td></td> <td>88</td> <td>195</td> </tr> </table>										今月検針日 4月24日		翌月検針日 5月25日		参考使用量(kWh)				今回指示数	前回(取付)指示数	乗車	使用量	計器番号	販替前使用量	前月	前年同月	主	7632.6	7476.7	156	6532608		88	195
今月検針日 4月24日		翌月検針日 5月25日		参考使用量(kWh)																													
今回指示数	前回(取付)指示数	乗車	使用量	計器番号	販替前使用量	前月	前年同月																										
主	7632.6	7476.7	156	6532608		88	195																										
ご請求金額 (再エネ賦課金)		4,298 円 (再掲 460 円)																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">燃料費調整単価</th> <th colspan="2">再エネ賦課金単価</th> </tr> <tr> <th>当月分</th> <th>翌月分</th> <th>当月分</th> <th>翌月分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0kWh～10kWh</td> <td>- 7円26銭</td> <td>- 6円95銭</td> <td>+29円50銭</td> </tr> <tr> <td>11kWh以上(1kWhにつき)</td> <td>- 0円73銭</td> <td>- 0円70銭</td> <td>* 2円95銭</td> </tr> <tr> <td colspan="4">+ 2円98銭</td> </tr> </tbody> </table>										燃料費調整単価		再エネ賦課金単価		当月分	翌月分	当月分	翌月分	0kWh～10kWh	- 7円26銭	- 6円95銭	+29円50銭	11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円73銭	- 0円70銭	* 2円95銭	+ 2円98銭							
燃料費調整単価		再エネ賦課金単価																															
当月分	翌月分	当月分	翌月分																														
0kWh～10kWh	- 7円26銭	- 6円95銭	+29円50銭																														
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円73銭	- 0円70銭	* 2円95銭																														
+ 2円98銭																																	
<p>お問い合わせ先／コールセンター 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777 停電・緊急 0120-586-703 与那原営業所 引越 0120-586-390 検針員</p>																																	
※本表により集金員が収納することはありません。																																	

電気料金払込受領証																											
玉城 武光 様																											
<table border="1"> <tr> <td>電気番号</td> <td>26622-</td> <td>61-1-4</td> </tr> <tr> <td>ご契約種別</td> <td colspan="2">従量電灯</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 4月分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>預収金額</td> <td colspan="2">4,298 円</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>3,838 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再エネ賦課金</td> <td>460 円</td> <td></td> </tr> </table>										電気番号	26622-	61-1-4	ご契約種別	従量電灯		令和 2年 4月分			預収金額	4,298 円		料金	3,838 円		再エネ賦課金	460 円	
電気番号	26622-	61-1-4																									
ご契約種別	従量電灯																										
令和 2年 4月分																											
預収金額	4,298 円																										
料金	3,838 円																										
再エネ賦課金	460 円																										
<p>【再掲】 消費税等相当額 390 円 燃料費調整額 -113.84 円</p>																											
ご使用量 156 kWh																											
<p>※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。 (A ご依頼人控)</p> <table border="1"> <tr> <td>支払期日</td> <td>5月25日</td> <td>印</td> </tr> <tr> <td>金融機関 取扱期限日</td> <td>6月 4日</td> <td>07/304</td> </tr> <tr> <td>コンビニ等 取扱期限日</td> <td>6月14日</td> <td>20/5/19</td> </tr> <tr> <td colspan="2">沖縄電力株式会社 与那原営業所</td> <td>南風原町宮屋武 ファミリーマート 取扱印紙組付橋</td> </tr> </table>										支払期日	5月25日	印	金融機関 取扱期限日	6月 4日	07/304	コンビニ等 取扱期限日	6月14日	20/5/19	沖縄電力株式会社 与那原営業所		南風原町宮屋武 ファミリーマート 取扱印紙組付橋						
支払期日	5月25日	印																									
金融機関 取扱期限日	6月 4日	07/304																									
コンビニ等 取扱期限日	6月14日	20/5/19																									
沖縄電力株式会社 与那原営業所		南風原町宮屋武 ファミリーマート 取扱印紙組付橋																									

事務所費

年月日：2020年(R2) 6月12日

充当割合：3,569円。

内 容：電気料金 2020年5月分

一部選挙応援に使用した為、按分を半分とした。

電気ご使用量のお知らせ(検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。									
玉城 武光 様 コード大黒 1-B									
電気番号 電気番号 家番号 枝 CD 店所 作業区 ご契約種別									
26622		61 1 4		224 5251		従量電灯		2000	
供給地点特定番号：10-0002-6622-0008-1140-0000									
ご使用量 計		248 kWh		令和 2年		ご使用期間 4月24日～ 5月24日		ご使用量(税込)	
今月検針日 5月25日		翌月検針日 6月21日		※支払期日遅延後にお支払いの場合		6月24日			
今月表示数 7880.3		前回表示数 7632.6		差額 147.6		当月使用量(税込) 248		前月 156	
主								直前月 163	
※月次検針料(税込) 6月21日									
燃費調整金単価 再エネ賦課金単価									
当月分 総 月 分 当月分 総 月 分									
0kWh～10kWh		- 8円56銭		- 8円52銭		+29円80銭		+29円80銭	
11kWh以上(1kWhにつき)		- 0円70銭		- 0円75銭		+ 2円98銭		+ 2円98銭	
お問い合わせ先／コールセンター									
料金 0120-586-361 (IP電話) 098-933-7777									
停電 紛失 0120-588-703 (与那原営業所)									
引越 0120-588-330 係員 [REDACTED]									
※本署により料金額が変動することはありません。									

切り取らずに金額欄 口印(印字)又はストラップ等くわしください。

電気料金払込受領証									
玉城 武光様									
切り取らずに金額欄		電気番号		ご契約種別		料金		6,400円	
ロハビリエーストア等くわしください		26622-		61-1-4		再エネ賦課金		7,139円	
支払期日		令和 2年 5月分		領取金額		料金		739円	
支払期日		令和 2年 5月分		消費税等相当額		料金		849円	
支払期日		令和 2年 5月分		消費税等調整額		料金		-173.35円	

※金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人印)									
支払期日		6月24日		印		7月3日		印	
支払期日		7月3日		印		7月3日		印	
支払期日		7月3日		印		7月3日		印	
沖縄電力株式会社 与那原営業所 一括入印箇點付欄									
沖縄電力株式会社 与那原営業所									

事務所費

年月日：2020年（R2）6月26日  
充当割合：293円  
内容：事務所水道料金 2020年6月分  
一部を選挙応援に使用した為、按分を半分とした。

水道料金等納付通知書兼領收証

玉城 武光 様  
給水場所  
字照屋305番地の1  
コー・ポ大てる1-B

水道番号	109-0159-02	令和2年6月分
使用水量	6 m³	内消費税額
上水道料金	587 円	53 円
下水道使用料	***** 円	***** 円
	円	円
	円	円
合計金額	587 円	53 円

納付期限  
令和2年7月15日

上記の金額を領收しました。  
R02.05.05 ~ R02.06.06

南部水道企業団  
企業長 多和田 真次 [REDACTED]

●この領收証は、後日の紛争をさけるために5カ年間保存してください。

●金額を訂正したもの、受取印の捺印のないものは無効です。

お問い合わせの番号は裏面に記載しております。

受取印紙不要（お客様控）

72030  
20.6.26  
南島山バイパス  
ファミリーマート

## 事務所概要申告票

議員名 玉城武光

### 1. 物件の所在

住所	南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
電話番号	098-889-8510

### 2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [ ]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城武光



賃貸人 氏名

印

住所



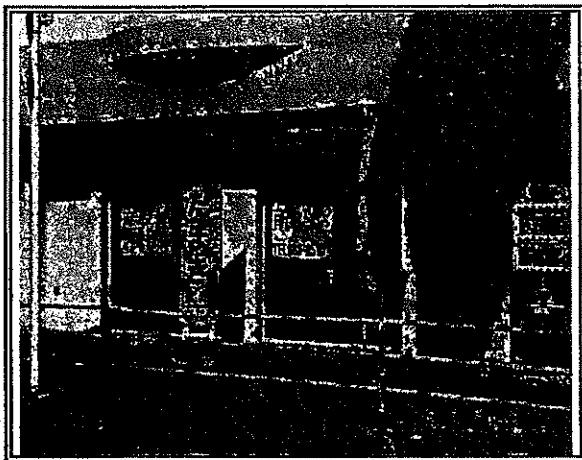
## 事務所費充当状況申告票

議員名 玉城 武光

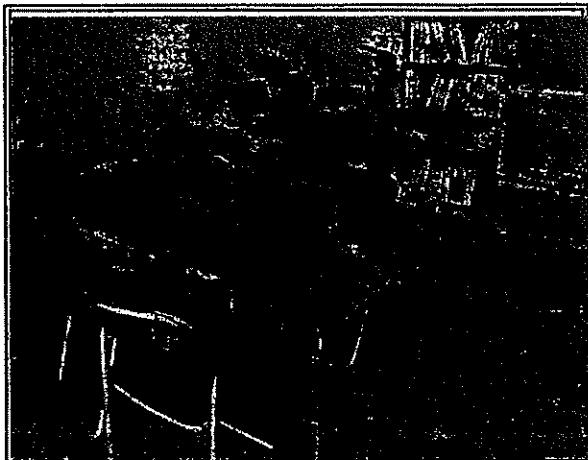
## 1. 事務所の状況

住所	南風原町字照屋305-1 コーポてる1-B
----	-----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



## 2. 充当割合とその説明

充当割合	100%
------	------

充当割合の説明 :

議会活動に資する事務所

## (関係経費)

家賃(月額)	50,000 円
その他	仲介手数料 10,800 円
	円

## (充当額)

家賃(月額)	50,000 円
その他	仲介手数料 10,800 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城 武光



## 契約事項

- 第1条 (契約の締結)  
1 貸主(以下「甲」といふ。)及び借主(以下「乙」といふ。)、管理会社(以下「丙」といふ。)は、共同の物件(以下「本物件」といふ。)について、賃貸借契約(以下「本契約」といふ。)を以下どおり締結した。
- 第2条 (契約期間及び本物件の引渡し時期)  
1 契約期間及び本物件の引渡し時期は、表記に記載のとおりとする。  
2 甲及び乙は、双方からなんら意義の申し出がないとき、本契約はさらずに1年間自動的に更新されるものとし、その後もこれに準ずる。
- 第3条 (使用目的)  
1 乙は、表記に記載する使用目的以外に本物件を使用してはならない。  
2 乙は、使用目的を変更する場合は、甲又は丙より書面による承諾を得なければならぬ。
- 第4条 (賃料等及び共益費)  
1 乙は、表記の記載に従い、賃料等及び、賃料等及び、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な水道光熱費にかかるが、共益費を甲に支払わなければならない。  
2 乙は、賃料等及び共益費の支払方法について表記に記載する、指定金融機関及び貯金口座からの自動振替支払を甲に依頼する。  
3 賃料等及び共益費の支払い義務は表記の契約期間の始期日から発生するものとする。但し、1ヵ月満たない期間の場合は、毎月30日として日割計算した額とする。  
4 甲は、次の各号に該当する場合は、日割計算した額とする。  
(1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の発生するものとする。  
(2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料等及び共益費が不相当となった場合。  
(3) 近傍同様の建物の賃料に比較して賃料等及び共益費が不相当となった場合。  
(4) 維持管理の債務により共益費が不相当になった場合は、支払べき金額に差し引くこととする。  
5 甲は、乙が本条第1項の賃料を履行しなかつた場合は、支払べき金額に差し引くこととする。尚、この場合の計算方法は年365日の日割計算とする。
- 第5条 (負担の帰属)  
1 本物件に係る公課を負担するものとする。  
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。  
3 契約期間中、町内会費・その他の本物件に入居し生活するに当たって生じる諸費用、会費等について乙の負担とする。  
4 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、借用戸室に対する火災保険(借家人賃貸責任保険)に加入する。
- 第6条 (敷金)  
1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、表記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。  
2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金をもつて賃料等共益費その他の債務(償却をすることではない)の負担とする。  
3 甲は、本物件の明け渡しまでの間に生じた本契約から生じる乙の一切の債務(賃料等及び共益費の屋代・原状回復に対する費用の未払い等)を敷金から控除し、なお残額があつた場合には、本物件の明け渡し後、超過分その他の債務を無利息で乙に返還せねばならない。
- 第7条 (反社会的勢力ではないことの確認)  
1 甲及び乙は、それぞれ相手方において、次の各号に定める事項を確認する。  
(1) 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準する者又はその構成員(以下「組織して「反社会的勢力」といふ。)ではないこと。  
(2) 甲又は乙が、法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準する者を含む。)が反社会的勢力ではないこと。  
(3) 反社会的勢力に自己の名義を用いて、この契約を締結するものではないこと。  
(4) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしていないこと。  
ア 相手方に對する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。  
イ 個体または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信函を毀損する行為。

- 第8条 (乙の管轄)  
1 乙は、本物件の公用部分その他の施設を専らなる管理者の注意をもつて、使用する義務を負う。乙の責にて本物件に損害を与えた場合は、乙は速やかに原状に復旧しなければならない。  
2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。  
3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。  
4 約款解消後も甲または丙は、乙へ入居に必要な本物件のカギを量産する、これは、これがカギを普段なる管理者の注意をもつて保管つかつて使用しない場合は、新たにカギの代價賃貸は乙の負担とする。  
5 乙は、カギの追加賃貸、交換、複製を甲の承諾なく行つてはならない。  
6 乙は、本物件に入居後、自己の電話番号の変更や勤務先等の変更事由があつた場合には、乙は速やかに電話番号及び変更事項等を甲又は丙へ通知しなければならない。
- 第9条 (禁止又は制限される行為)  
1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し又は質借してはならない。  
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは機械等または本物件の敷地内における工作物の設置を行つてはならない。  
3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。  
(1) 銃砲、刀剣等または暴発性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。  
(2) 大型の金庫その他の重量物を搬入または搬出付けること。  
(3) 配水管を隠食させるおそれのある液体を貯めること。  
(4) 大音量テレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行ふこと。  
(5) 星際、惑星等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育または拵入すること。  
(6) 反社会的勢力に賃借権を譲渡または販売、出入りさせること。  
(7) 本物件を反社会的勢力の手元に迷入すること。  
(8) 本物件または本物件の周辺において、粗野若しくは乱暴な冒頭を行ふ、または威勢を示すことにより付近の生人または通行人に不安を覚えさせること。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、甲または丙の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行つてはならない。
- 第10条 (修繕)  
1 甲は、本項第1号から第3号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければいけない。この場合において、乙の故意または過失により必要となつた修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。  
(1) 壁の取替、垂れ落し及び襖子紙の張替え、および紙の張替え。  
(2) 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え及び給水栓、排水栓の取替え。  
(3) その他費用が絶縁な修繕。  
2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲及び丙はあらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を行ふことができない。  
3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第1号から第3号に掲げる修繕を自らの負担において行つたところ。  
4 本物件内に成程所が生じたときは、乙は甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。
- 第11条 (契約の解除)  
1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないとときに甲は本契約をなんら催告無しに解除し、即時明け渡し請求をすることができる。乙は、この請求を拒否できない。  
(1) 第4条(賃料及び共益費)に規定する負担義務。  
(2) 第10条(修繕)に規定する負担義務。  
2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反に由り本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、甲は本契約を解除することができる。  
(1) 第3条(使用目的)に規定する義務。  
(2) 第8条(乙の管理義務)に規定する義務。  
(3) 第9条(禁止または制限される行為)に規定する義務。
- 第12条 (賃貸借契約書 4/5)

## 第12条 (乙からの解除)

1 乙は、甲にれて少なくとも30日前に解約の申し込みを行ふことにより、本契約を解除することができる。  
前項の規定にからず、乙は解約申入れの日から30日分の賃料(本契約の解約後の資料等及び共益費相当額を含む。)を甲に支拂うことにし、解約申入れの日から起算して30日を経過する日までの間、隨時に本契約を解約することができる。

## 第13条 (明渡し及び明渡し時の原状回復)

- 1 乙は、第11条(契約の解除)の規定に基づき、本契約が解除された場合においては、直ちに本物件を明渡さなければならない。
- 2 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件のかぎ及び複製したかぎを甲または丙に返還しなければならない。
- 3 本契約終了時に本物件内及び本物件周辺に設置されたこの所有物があるときは、乙がその時点できれどもこれを放棄したこととみなす。甲はこれに必要な範囲で任意に請求することができる。
- 4 乙は、本契約が終了する日までに(第11条「契約の解除」の規定に基づき本契約が解除された場合においても)通常の使用標準、逐年変化しないについては本物件を原状回復をしてはいけない。
- 5 甲及び乙は、本契約に係る明渡し時の原状回復の条件について、別表の記載によることを確認した。
- 6 甲及び乙は、本物件の明渡し時ににおいて、別表の記載に基づいて行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。ただし、原状回復の方法は、別表に特段の定めがない限り、甲が工事の手配等を行ふものとし、乙は、自らの負担部分に係る費用を甲に差し支払うものとする。

## 第14条 (立ち入り)

- 1 甲又は丙は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときはには、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正當な理由がある場合は、前項の規定に基づく甲の立ち入りを拒否することはできない。
- 3 甲又は丙は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他緊急の必要がある場合には、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲または丙は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

## 第15条 (連帯保証人)

- 1 連帯保証人は、乙と連帯して本契約の合意(自動)更新または法規更新の如何にかかわらず、本契約が存続する限り、本契約から生ずる一切の債務を負担する。
- 2 乙又は連帯保証人が死亡・所在不明、被保佐人・成年被後見人・無資力等の事由により連帯保証の責を果し得ない状況になった場合は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。この場合、乙は速やかに甲の承諾を得て連帯保証人を増加または変更しなければならない。

## 第16条 (家賃保証会社)

- 1 本契約は委託記載の家賃保証会社により乙の家賃債務を担保するものとする。
- 2 家賃保証会社の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない。

## 第17条 (契約の消滅及び免責)

- 1 本契約は、天災、地変、火災そのた乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。
- 2 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力が認められる事故(前号の場合を含む)、または甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障のためによって生じた甲または乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

## 第18条 (協議)

- 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の解釈について異議が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

## 第19条 (合意管轄裁判所)

- 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要が生じたときは、本物件の所在地を管轄する地方(商事)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

### 統一様式-①

## 経費区分別支出一覧表

## 経費区分

## 事務費

事務費

年月日：2020年（R2）4月21日

充当割合：935円

政務活動費として全額充当。

領 取 証 № 007462

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
					9	3	5	-

但 ラベルシール

上記正に領收いたしました

取 紙  
印

ビジネスDepot

合同会社 南風原事務用品  
〒901-1116 南風原町字那賀3丁目  
電話 (098) 859-3301  
FAX (098) 859-3386

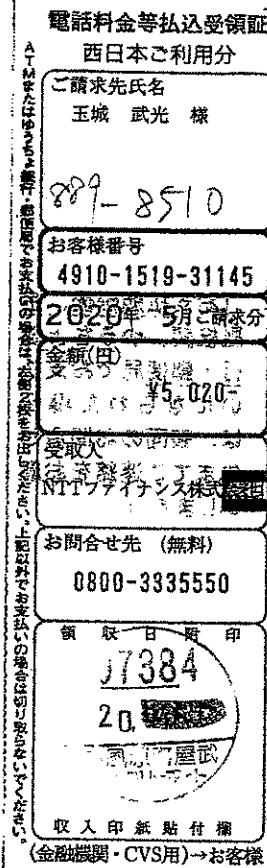
一  
係  
印

事務費

年月日：2020年（R2）5月19日  
充当割合：2,510円

内容：事務所電話料金 2020年5月分

一部を選挙応援に使用した為、按分を半分とした。





統一様式-①

## 経費区分別支出一覧表

経費区分

人件費

人件費

政務活動にかんする内容のため全額充当

領 収 証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金 80,000 円也

但し 4月度未含与いて

2020年 5月 6日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
取入	%	消費税額等
印紙	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

玉城武光事務所様

No. \_\_\_\_\_

★ 金 80,000 円也

但し 5月度未含与いて

2020年 6月 7日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
取入	%	消費税額等
印紙	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

コクヨ ウケ-1097

領 収 証

玉城武光事務所

様

No. \_\_\_\_\_

★ 金 80,000 円也

但し 6月度未含与いて

2020年 7月 8日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜・税込)
取入	%	消費税額等
印紙	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等

コクヨ ウケ-1097

## 令和 2 年度 雇用職員申告票

議員名 玉城 武光

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名 [REDACTED] 

住所 [REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員 玉城武光 

勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿  タイムカード  その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

## 勤務実態申告票

【議員名 玉城 武光】

## 職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整等	5%
	研修に係るもの ・研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	5%
	広聴広報に係るもの ・広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ホームページの管理 ・広報紙の配布等	5%
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成等	50%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知連絡、調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営等	20%
	資料作成に係るもの ・打合せ資料の作成 ・議会質問で使用するパネルの作成等	10%
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話・来客対応、議員への連絡調整 ・政務活動費の管理、収支報告書の作成等	5%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務	・政党の会議準備や資料の作成 ・後援会の名簿管理等	0%

令和2年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

玉城武光



被雇用者



統一様式-⑤

雇用契約書

氏名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住所	■■■■■ ■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 2年 6月30日
主な就業場所	玉城武光事務所 南風原町字照屋305-1 コーポ大てる1-B
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類の作成
就業時間	午前11時から午後4時まで(5時間)
休日	土、日、祝日
給与(賃金)	月給 80,000円 (時給 1,000円 月16日 勤務)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月5日支払い
支払方法	(直接払い) 口座振替
備考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 2年 4月 1日

雇用者 氏名

玉城 武光



被雇用者 氏名



## 2 年度 雇用職員出勤簿

【 4 月】

**雇用職員名：**

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
														

16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
															

[ 5 月 ]

1 金	2 土	3 日	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金	9 土	10 日	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金

[ 6 月 ]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
[Redacted]		[Redacted]	[Redacted]				[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]				[Redacted]

16 火	17 水	18 木	19 金	20 土	21 日	22 月	23 火	24 水	25 木	26 金	27 土	28 日	29 月	30 火	
															

〔 7 月 〕